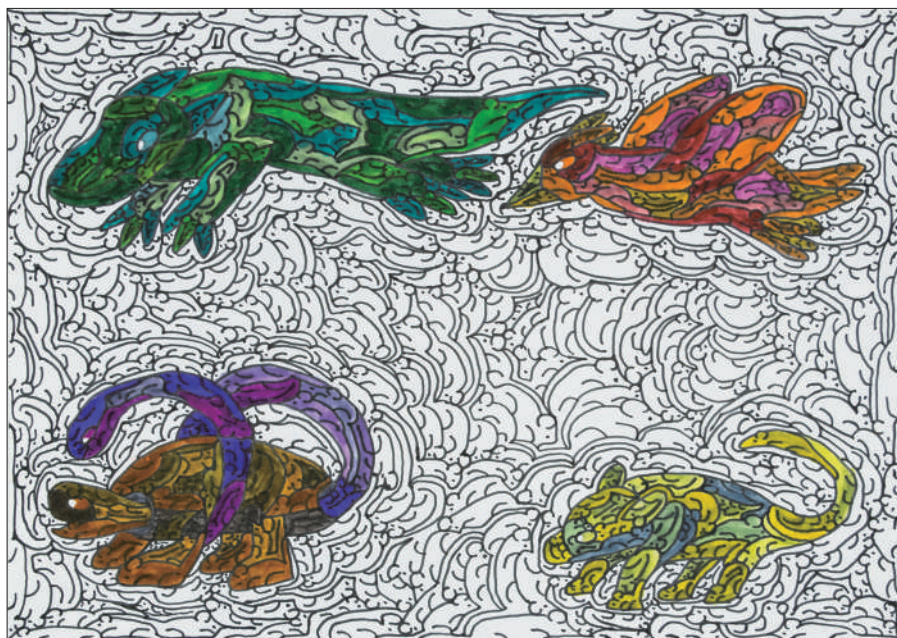


# GLOBE

グローブ 2022年1月  
全国水平社創立宣言 100周年記念号

108



(公財) 世界人権問題研究センター

# 「全国水平社創立を記念する碑」

(京都市北いきいき市民活動センター高齢者ふれあいサロン前)



その石碑には、こう書いています。

人の世に熱あれ／人間に光あれ／全国水平社聯盟本部／初代事務所の地／  
是より南三十米

京都市に、全国水平社の初代総本部がありました。

1922(大正11)年の水平社創立に際しては、現在の千本地域(京都市北区)に住んでいた南梅吉が初代委員長に選出され、その居宅に総本部が設置されました。南は、現在の滋賀県近江八幡市に生まれ、小学校を出た後、京都の靴屋で奉公を始め、17歳のときに千本地域に引っ越してきました。地域では青年団長や村会議員などを務め、1901(明治34)年頃から部落改善運動に取り組み始め、水平社創立メンバーの一人となっていました。

(「グローブ第91号」再掲)

# GLOBE

GLOBE No. 108 2022.1 目次

## 全国水平社創立宣言一〇〇周年記念号

グラビア	「全国水平社創立を記念する碑」……………	(表紙裏)
巻頭言	全国水平社創立宣言一〇〇周年に思う……………	大谷 實 2
メッセージ	全国水平社創立一〇〇周年に寄せて……………	西脇 隆俊 4
メッセージ	「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 〜誰一人取り残さない「SDGs」の達成へ〜	門川 大作 5
人権ガイド	「全国水平社創立の地」……………	井岡 康時 6
特別寄稿	「人権文化の息づくまち・京都」ならではの 共生社会の実現を……………	山村 敏雄 8
連載	新しい人権問題への対応(その二三)……………	大谷 實 10
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から(その十九)―……………	坂元 茂樹 12
研究報告	日本型メディア 自主規制・救済制度の課題と展望……………	山田 健太 14
研究報告	陰陽道研究の新展開 ―『新陰陽道叢書』刊行をめぐって……………	梅田 千尋 16
研究報告	パンデミック下の学校教育 ―学びの機会と達成への影響をめぐって……………	田中 宏樹 18
研究報告	スポーツと体育における「性の多様性」の尊重……………	水野 英莉 20
研究報告	「人権デューデリジェンス」の義務化 サブライチエーンでの人権保障という 実効性からの問題提起……………	菅原 絵美 22
特別寄稿	コミュニティアーカイブと歴史的創造力……………	佐藤 知久 24
人権の窓	まちの「ダイバーシティズン・センター」を目指す……………	田辺 尊史 26
事業案内	全国水平社創立一〇〇周年記念シンポジウム……………	28
	〔全国水平社創立宣言・綱領〕(京都市崇仁自治連合会蔵)……………	(裏表紙裏)
	〔全国水平社創立宣言一〇〇周年記念シンポジウム〕……………	(裏表紙)
	〔全国水平社創立大会へ!!〕(京都市崇仁自治連合会蔵)……………	(裏表紙)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「四獣 ネズミ変化」

■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構)提供 根ヶ山恵司 1996年生まれ

## 全国水平社創立宣言一〇〇周年に思う



世界人権問題研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

大谷 實

一九二二（大正一一）年三月三日、「全国に散在するわが特殊部落民よ団結せよ」と題する全国水平社創立宣言が、京都市の旧岡崎公会堂で開催された創立大会において採択され、今年で創立一〇〇周年を迎えることとなった。

創立宣言の綱領として、「一、特殊部落民は特殊部落民の行動によって、絶対の解放を期す。二、吾々特殊部落民は絶対の経済の自由と職業を社会に要求し以て獲得を期す。三、吾等は、人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かつて突進す」を掲げて、被差別部落の人々が自ら誇りを持ち、団結し、決起すべきことや、人間の尊

厳と自由及び平等の理念を掲げ、あらゆる差別の撤廃と人間解放をうたい、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」と結ぶ創立宣言は、日本で最初の人権宣言として高く評価されていることは、改めて申すまでもない。

全国水平社運動の歴史を振り返ってみると、一八七一（明治四）年に「えた・非人」の称を廃止する太政官布告が出されたが、部落差別に対する社会の容認体制は変わらなかった。また、一九一八（大正七）年の米騒動を契機とするデモクラシー風潮の高まりや労働者・農民などの社会運動の発展の中で、自らの努力・行動と大衆の団結の力で差別からの解放を勝ち取ろうとしたのである。そして、太政官布告後五〇年が経過した一九二二年に、これ以上泣き寝入りするわけにはいかないとして、政府や行政に頼ることなく、自らの力で部落差別を撤廃し、人間の尊厳、自由・平等の理念に基づいていっさいの差別・抑圧と闘い、部落出身者だけでなく、総ての人間の解放を目指すという自主解放の旗の下に、全国水平社は結成されたのである。

その理念は、被差別部落の人々のみならず、在日朝鮮人、沖縄の人々、アイヌ民族、ハンセン病回復者等の国内の被差別マイノリティだけでなく、日本の植民地支配

下にあった朝鮮の被差別マイノリティ「白丁」を中心として結成された自主的運動団体である衡平社等、海外の被差別マイノリティの権利回復に向けた自主的な運動にも多大な影響を与えるなど、世界的にも重要な役割を果たしてきた。

全国水平社創立宣言から一〇〇年を経た今の時代、基本的な人権の尊重を基本原理の一つとしている日本国憲法のもとで、国は差別に対する法的規制を整備し、差別から保護するために必要となる立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大してきた。また、自治体の人権機関、人権団体や市民団体の尽力によって改善されつつあるというものの、わが国の人権状況は、全国水平社宣言が目指した「あらゆる差別の撤廃と人間解放」の理念から見ると、なお、道半ばの感を強くするのである。

結婚や就職における差別は、今なお歴然としているところであるが、例えば、日本看護協会の調査によると、二〇二〇年二月から始まった新型コロナウイルスの大流行において、感染が発生した医療機関・介護施設やその従事者、その家族等に対する誹謗中傷、差別的発言などの暴言・苦情、職員への嫌がらせ、医療従事者等の子どもに対するいじめや一部の保育園・幼稚園の保護者等へ

の登園拒否が行われたというのである。日本災害医学会理事会は、「もはや人権問題ととらえるべき事態であり、強く抗議するとともに改善を求めたい」としている。また、ヘイトスピーチや児童虐待、生徒に対するいじめ、性的マイノリティへの人権侵害、インターネット上の誹謗中傷といった人権侵害の事例は、枚挙に暇がない状態である。

全国水平社創立宣言の一節に曰く、「人間を尊敬する事によって自らを解放する者の運動を起こせるは、むしろ必然なり」と。日本国憲法二三条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定している。この規定は、個人主義の原理を表明したものであるが、個人主義とは、人間社会における価値の根源は個人にあるとし、何にも勝って個人を尊重しよとする原理である。まさに、古人のいう「人、一人が大切なり」とする行動の指針である。人権侵害をなくすためには、この個人主義を徹底し、それぞれの人権を相互に尊重し合う社会を作り上げることが何よりも重要である。世界人権問題研究センターは、そのような社会の構築を目指して活動しているのであり、全国水平社の理念に即するものであることを覚え、はなはだ意を強くした次第である。

## 全国水平社創立二〇〇周年に寄せて



京都府知事

西脇 隆俊

一九二二年三月三日、ここ京都、岡崎の地に全国から人間の尊厳と自由、平等を求めた多くの人々が集い、日本で最初の人権宣言とも言われる全国水平社宣言が読み上げられてから、今年で一〇〇年という大きな節目の年を迎えます。この間、世代を超え、国を挙げて取組が進められ、部落差別を取り巻く状況は大きな変化を遂げてまいりました。永きにわたり差別解消に向けた御努力を積み重ねられ、一つひとつ成果を紡いでこられた全ての皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

この世から差別を無くすという多くの方々の願いのもと、現在も様々な取組が進められておりますが、残念

ながら未だ部落差別の根絶に至ったとは言えません。最近では、特定の地域を被差別部落だと摘示する行為やSNS等での心ない書き込みなど、人権侵害の場はインターネットの空間にまで広がりを見せています。また、部落差別以外にも目を転じれば、ヘイトスピーチやDV、児童虐待の問題、さらには世界中で大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人権侵害など、新たな人権課題も生じております。

京都府では、こうした状況に対し、国、市町村、関係機関等と連携し、啓発活動の拡充や相談体制の充実を図るとともに、インターネット上での人権侵害については、サイト管理者やプロバイダへの削除要請等を行っています。一層、複雑・多様化する人権問題に対し、昨年に改定した京都府人権教育・啓発推進計画に基づき、今後のW I T H コロナ・P O S T コロナ社会も見据えながら、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に展開してまいりたいと考えています。

一〇〇年の時に思いを馳せ、今を生きる私たちが未来の京都に何を残すのか、思いを巡らせたとき、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、幸せを実感できる共生の京都府の実現を目指し、とどまることなく歩みを進めていくことをお誓い申し上げます。

## 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 〜誰一人取り残さない「SDGs」の達成へ



京都市長

門川 大作

人類の歴史は、人権確立の歴史でもあり、また、そうであらねばなりません。

国内外から常に多くの人たちが集う中、様々な文化を受け入れ、多様性を認め合い、千年を超えて発展を遂げてきたまち・京都。長い歴史の中で、多様な立場の人々が時代の制約に悩み、闘い、たくましく生き抜いた足跡が残るこのまちには、人権尊重の理念が脈々と息づいています。そんな京都で日本初の人権宣言である「全国水平社創立宣言」が生まれたことは、歴史の必然ともいえます。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

この言葉は、国連で採択された誰一人取り残さない「SDGs」の理念・目標と、相通じるものと思えます。京都では市民ぐるみでSDGs達成への取組を進め、それが高く評価されているのは、宣言誕生から一〇〇年の歩みの成果でもありと感じております。

この間、京都市は、全世界の人々が、人種、宗教、社

会体制の相違を超えて、平和のうちに、自由につどい、文化交流を行う「世界文化自由都市」を理想とし、市民の皆様とともに、文化を基軸に、しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる都市づくりを進めてまいりました。そんな京都に、文化庁が機能を強化して移転してまいります。生活文化を大切に、多様性と包摂性を重んじ、文化の力で地方を創生する。そして、日本を元気にし、世界からより尊敬される日本となる。そのための京都の役割はますます重要となります。

この間、人権への関心と意識は高まり、様々な人権課題の解決に向けた歩みは、着実に進んでいます。一方、昨今でも、暴力や虐待、インターネット上の人権侵害、さらにコロナ禍の下での貧困や格差、孤立、差別や偏見などの課題が顕在化してきており、水平社創立宣言が希求する「差別のない社会」の実現は、まだまだ道半ばであります。

私たちを取り巻く環境が大きく変容する中で、人権の普遍的価値である「人権」を基本とする考え方や行動が一層重要となっております。

水平社創立六〇周年の折に京都市が建立した「全国水平社創立の地」の記念碑。そこには、宣言の意義とともに、人権尊重の不断の取組を進めていく決意を記しています。その思いを、今改めて胸に刻み、格差や分断を共に乗り越え、差別のない、そして誰一人取り残さない社会を実現する。そのためのあらゆる取組に、全力を注いでまいります。

一〇〇周年の節目を機に、先人たちの思いを今一度共有し、誰もがお互いを認め合い、支え合いながら、いきいきと暮らすことのできる共生社会を目指し、共に歩みを進める決意であります。

人権ゆかりの地ガイド

## 「全国水平社創立の地」

研究センタープロジェクトチームリーダー  
奈良大学文学部教授

井岡 康時

一九二二年（大正一一）三月三日、京都市岡崎公会堂で全国水平社の創立大会が開かれた。現在、この公会堂の姿を目にすることはできないが、今の京都市美術館別館のある場所に建てられていた。別館前にいくと、全国水平社創立六〇周年にあたる一九八二年に京都市が建てた、創立の地を記念した石碑を見ることができる。

一八七一年（明治四）八月の解放令布告によって、「穢多」「非人」などの呼び名の廃止や、戸籍編製において他の国民と同等の取り扱いをすることなどが定められ、身分による差別は公的に否定されることになった。しか

し、人びとが共有する差別意識はその後も存続し、被差別部落の人びとを苦しめた。また、明治時代以降、日本でも急速に発達した資本主義のシステムは、貧富の差を広げていくことになるが、とくに都市の被差別部落においては、その隔たりは大きく、多くの生活困窮者が生まれることになった。こうした生活状況の変化は社会的な差別意識を深化させることになり、江戸時代までとは違う、近代的な差別の様相がしだいにあらわれてくることになった。

こうした状況を改め、部落差別を撤廃するとともに、生活困窮層の救済などの課題を解決しようとする動きが、明治時代中期ころから被差別部落の指導層の間から生まれてきた。このころ国民国家の完成を急ぐ政府も部落問題の解決に関心を向けはじめており、両者は連携しながら取り組みを開始するが、容易に事態は改善しなかった。

二〇世紀になると、第一次世界大戦（一九一四―一八年）の経験の総括を背景に登場した国際協調主義の展開、これと連動する民族自決や民主主義思想の成長、さらにはロシア革命による社会主義国家の誕生といった事態の進行を背景に、日本でも社会を改革しようという新たな動向が生まれてきた。それは労働運動の勃興、女性



解放運動の開始、社会主義運動の始動などといった形であらわれてくるのだが、こうした新たな状況のなかで、部落差別撤廃運動においても、従来のような政府との連携・協調を重んじるのではなく、自立した自主的な運動を起こそうという意向が、被差別部落の青年層から生まれてきた。

こうした青年は、京都、大阪、奈良をはじめ全国各地の被差別部落に姿をあらわすことになるが、とくに京都の南梅吉、奈良の西光万吉、阪本清一郎、駒井喜作らは新たな組織の結成を計画し、ついに一九二二年三月三日の全国水平社創立を迎えることになる。当日は、南が開会の辞を述べ、次いで阪本が結成にいたる経過を説明し、これに続いて綱領、宣言、決議が朗読され、会場に集まった、一説には三〇〇〇人ともいわれる聴衆に大きな感動を与えた。

朗読された綱領には、「部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」などと記され被差別部落民自身の手による自主的な運動であることが強調されていた。宣言は、冒頭で被差別部落民の団結を呼びが、被差別民自身が目ざす解放を期す、今日の研究によると、国外の多

くのメディアも報道しており、全国水平社の創立は国際的にも関心が寄せられる事件であったといえるだろう。

創立を示す石碑のそばには、二〇一八年（平成三〇）一二月に京都市が説明板を設けており、そこには

宣言が「日本初の人権宣言」であると評価するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた京都市の取り組みの一つとして人権尊重の社会をめざしていることが、日本語のほか、英語、中国語、韓国語によって記されている。

〈参考文献・資料〉

・京都部落史研究所編『京都の部落史』二（近現代）（阿吽社、一九九一年）

・朝治武『水平社の原像 部落・差別・解放・運動・組織・人間』（解放出版社、二〇〇一年）



「全国水平社創立の地」記念碑及び説明板

## 「人権文化の息づくまち・京都」 ならではの共生社会の実現を

京都市文化市民局共生社会推進室長

山村 敏雄

人間の尊厳と平等を求め、全ての人のあらゆる差別からの解放という崇高な理想をも目指す「水平社創立宣言」が生まれて、一〇〇年を迎えます。

宣言の地である京都市では、すべての人々が、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながらいきいきと暮らせる「人権文化の息づくまち・京都」を目指して、市民の皆様とともに、人権問題の解決に取り組んできました。

人権は、時代や社会、人々の生活の変化などに伴い、様々に広がりを見せています。宣言当時には社会的認識

に至っていなかった多くの課題が、今、社会に共有されています。

「京都市人権文化推進計画」においても、年を追って、働き方に関わる問題やハラスメント、犯罪被害に遭われた方、刑を終えて更生を目指す方の人権、高度情報化社会における人権、LGBT等の性的少数者の方の人権などが新たに掲げられ、また、「社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という「障害の社会モデル」の考えなど、人権への理解の深まりも反映されています。

LGBT等の方々を例に挙げると、令和二年九月に「京都市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、一年余りで宣誓が八〇組を超え、「二人の関係が認められてうれしい」などの声をいただいています。民間企業の取組も広がり、社会に理解が進む流れを実感しています。

そのような中、今般のコロナ禍は、人権について、考えさせられることが多く現れました。

コロナによって、とりわけ女性の生活や雇用、生命にも深刻な影響が生じたことをはじめ、社会的に弱い立場の方々の困難な状況が顕在化するなど、これまで見えて

こなかったこと、気付かれなかった多くの課題が浮き彫りとなっています。

このような社会状況を踏まえて策定した「第五次京都市男女共同参画計画」では、DV等に苦しむ方に寄り添った切れ目のない支援や、不安や困難な状況にある、あるいは制度の狭間や複合的な課題を有する方を適切な支援につなぐ相談支援に取り組みとともに、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進、女性活躍の推進などの取組を一層強力に進めていくこととしています。

誰もが人権を保障され、安全・安心に暮らせること、そして、自らが望む働き方、生き方を選択できることは、一人ひとりの可能性が発揮できる豊かで、幸福な社会の基本となると考えています。

また、いわゆる「コロナ差別」は、差別がなぜ起こるのか、差別を防ぐにはどうすればよいかを、私たちに問いかけるものとなりました。未知のウイルスへの不安などからの差別的な言動が社会的な問題になる一方で、市民の皆様からは、感染した方やエッセンシャルワーカーの方を励まし、感謝する声が上がりました。厳しい状況

においても、互いを思いやり、支え合いながら、共に乗り越えていく、そんなメッセージも寄せられています。

このような協調の価値が、ウィズコロナ時代の持続可能な世界に向けて、あらためて見直されています。これは、人権の尊重にもつながる考え方だと思います。

社会が多様化する中でも、分断ではなく、共生できる暮らしやすいまちを実現するために、これまでの人権尊重の取組の積み重ねを活かしながら、人権への理解をさらに深め、アップデートに努めていくことが必要です。

人権尊重を基調とした行政を推進するために、京都府、世界人権問題研究センターとも、一層の連携を深めたいと考えております。

一〇〇年前、水平社創立宣言が掲げた崇高な理想に思いを馳せ、人権文化の息づくまち・京都らしく、多様性を認め合い、包摂し合う、誰一人取り残さない「共生社会」の実現に向けて、市民の皆様とともにたゆまぬ努力を続けてまいります。

## 新しい人権問題への対応(その三)



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

大谷 實

前回の約束通り、今回も新型コロナウイルス禍に関連する人権問題を考えることにします。新型コロナウイルスの「第五波」では、八月二〇日頃に新規感染者が最多となりましたが、九月中旬以降減少に転じ、一〇月一日には緊急事態宣言と「まん延防止等重点措置」が解除され、コロナ禍が収束を迎えつつあるようですので、敢えて再考する意味はないとも思いました。

しかし、感染症対策における人権問題にはほとんど触れることができなかつたばかりか、激減したとはいえ現在も新規感染者が連日確認されており、第二次岸田内閣は、早速、冬場に想定される感染「第六波」への対策を示しているので、改めてコロナ対策における人権問題を

考えることにします。

コロナ禍における人権問題としては、大きく二つに分けることができます。一つは、医療関係者やその家族への差別的発言等の行為への対応であります。もう一つは、感染防止のための国や自治体のコロナ対策における人権の制限です。

まず、前者について考えてみますと、日本災害医学会は、二〇二〇年二月に「医療関係者への不当な批判に対する声明」を発表し、医療関係者が「ばい菌」扱いされるなどの「いじめ行為」や子供の保育園・幼稚園から登園自粛を求められる事態など、不当な扱いを受けた事案が見られたとし、「もはや人権問題としてとらえるべき事態であり、強く抗議するとともに改善を求めたい」としています。

感染症患者に対する偏見や差別については、ハンセン病患者家族訴訟判決以来その問題性が論じられてきましたが、その防止策については大きな進展のないのが現状です。そこで、その防止策について考えてみますと、第一に、ハンセン病判決で指摘された法務省や文部科学省による教育・広報による偏見差別除去義務の遵守を要請する必要があります。第二に、誹謗中傷等の被害者を救済するのは法務省の人権擁護機関の役割ですから、人権擁護委員は、誹謗中傷等の差別的な言動をやめるよう

加害者に説示・勧告・要請を積極的に行うべきです。第三に、最近ではインターネット上での書き込みによる誹謗中傷等の投稿が横行しているようですが、これについては、裁判所で投稿者を特定してもらい、精神的な打撃に対する慰謝料を請求し、あるいは名誉毀損罪又は侮辱罪で告訴することもできます。したがって、現在の法制度下でも誹謗中傷等の人権侵害への対応は可能であり、その積極的な活用が求められます。

しかし、コロナ対策における人権問題は、何と云っても基本的人権としての自由権の侵害です。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置では、事業者が都道府県知事の時短営業や休業命令に従わなかった場合は五〇万円の過料を科するという形で、憲法二二条「居住、移転、及び職業選択の自由」すなわち営業の自由の制限が問題になったのですが、刑罰ではなく過料という制裁で憲法上の問題を回避し、今日に至っているわけです。

しかし、専門家は冬場に「第六波は来る」と指摘しており、イギリスなどの感染の動向を見ると、第六波は避けられないのではないかと危惧されます。その場合の焦点は、ロックダウンの法制化にあるというのが、識者やメディアの見解です。中国、イギリス、EU、マレーシア、アメリカ・カリフォルニア州などでは、ロックダウン措置がとられました。ロックダウンといいますが、

「都市封鎖」のことであり、安全を確保するために、特定地域もしくは建物に入ったり、そこから出たり、移動したりすることを禁止し、違反した者には罰金等の刑罰を科するというものです。

緊急事態宣言では、時短営業や休業命令における営業の自由の制限が問題になりましたが、ロックダウンでは、営業の自由を含んだ行動の自由の侵害が問題となります。岸田首相は、「ロックダウンはわが国にはなじまない」として、コロナ対策上のロックダウン方式に消極的な態度をとっており、また、現行憲法の解釈上これに同調する学識者もいますが、ここではっきりしておかなければならないことは、行動の自由権は絶対的なものではなく、「公共の福祉に反しない限り」という制約があるということなのです。コロナ対策上は、「公衆がコロナに感染することを防止」するのに必要であれば、行動の自由を制限することができるということです。もちろん、行動の自由は生命に次いで貴重なものがありますから、必要最小限の制限でなければなりません。

政府は、第六波に備えて、医療供給体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保、日常生活の回復といった四本柱の体制で臨むようですが、ロックダウンは最後の補完手段として考慮すべきです。

## 世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十九）



研究センター所長  
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

スイスの非営利団体世界経済フォーラムが毎年発表

しているジェンダーギャップ指数で、二〇二一年、日本は一五六カ国中一二〇位でした。先進国の中で最下位、アジア諸国の中でも中国や韓国、ASEAN諸国より低い結果となりました。一二〇位の日本の前後の国はどんな国かといえば、一一九位がアンゴラ、一二一位がシエラレオネです。日本は、特に「経済」と「政治」の順位が低く、「経済」は一一七位、「政治」に至っては一四七位です。

日本より順位が低い国を調べると、カタール、ナイジェリア、オマーン、イラン、ブルネイ、クウェート、イエメン、パプアニューギニア、バヌアツでした。女性の権利が守られていないと非難されているイスラム諸国がほとんどです。タリバーンが政権を奪取したアフガニスタンでは今後ジェンダーギャップ指数が悪化すると予想されますが、それでも二〇二一年の「政治」の順位は一一一位でした。サウジアラビア一三八位、シリア一四二位という順位をみると、日本の一四七位というのは絶望的に低い数字です。

一〇月に行われた第四九回衆議院議員総選挙では、女性議員の占める割合は第四八回の一〇・一％より下がり、九・七％でした。有権者のうち女性が占める割合は五二％なのに、国民の代表者として選ばれる女性議員は一割程度です。列国議会同盟（IPU）によると、二〇二一年九月時点で世界の女性議員の割合は二五・六％です。この時点での日本の順位は一六五位で、G7及びOECD加盟国の中で最下位です。注

目されるのは、第四八回衆議院議員総選挙で女性候補者の当選率は二二・四％に対し、男性候補者の当選率は四三・一％で倍近い開きがあることです。

NHKが実施した世論調査では、一〇月の総選挙の女性議員の比率について四二％が「低すぎる」と回答しましたが、「男女の割合は問題でない」と回答した人が四六％でした。どうやら日本では、クォーター（割り当て）制の議論はあまり支持されてなさそうです。しかし、そうした態度が、国家公務員の上級管理職に占める女性の割合四・二％、上場企業の役員に占める女性の割合六・二％という現実を生んでいます。

日本の第一回UPPRでは、ポルトガルから日本では家庭や社会における男女の役割と責任に関して根深い硬直的な固定観念が維持され、労働市場の女性の状況、政治・公的な分野への参画の低さに表れているとした女性差別撤廃委員会の懸念に言及しながら、女性を差別する全ての法律上の規定（婚姻最低年齢や離婚後の再婚禁止期間）の廃止が勧告されました。ロシア

もラトビアも同様の勧告を行いました。スロベニアは、先の民法における差別的な規定に懸念を表明しつつ、日本政府に「ジェンダー・フリー」の社会推進のために行っている措置に関する情報を提供するように要求しました。アゼルバイジャンも、同様の勧告を行いました。ドイツも、日本のマイノリティ女性の状況についての情報が欠如していることを指摘し、直面している可能性のある複合差別や周縁化に懸念を表明しました。この他、アルジェリア、カナダ及びブルーマニアが女性に対する暴力の問題やセクシャルハラスメントの問題を取り上げました。

大学教員を四四年務め、優秀な女子学生に接してきた経験からいえば、日本社会は優秀な女性を生かされていないとの印象を拭えません。コロナ禍で非正規雇用の多い女性にしわ寄せがいつていないか、女性目線に政策実現できる女性議員が活躍できるように各政党に女性候補者をもっと増やして欲しいと思います。

## 日本型メディア 自主規制・救済制度の課題と展望



専修大学ジャーナリズム学科教授

山田 健太

多くの国で表現活動に係る「自主規制」が実行されている。その目的・活動内容はさまざまだが一般に、報道被害の救済、倫理の向上・信頼構築、ジャーナリスト教育（研修や顕彰活動）、情報リテラシーの確立であることが多い。そうしたなか日本は、伝統的なメディアを中心に媒体ごとに強力な業界団体が存在する事情を反映して、倫理向上や問題発生の事前防止のための媒体別業界自主規制が広く行われてきた歴史がある。

映画界の映倫といった自主規制組織や、新聞・放送の新聞協会、民放の民放連、出版の雑協や書協といった業界団体がその代表格とってよからう。そこでは、倫理綱領が策定され、常設の組織が個別事例に対処してきた。自主規制で最もわかりやすいかたちでは、青少年保

護や差別用語の言い換えがある。媒体広告についても詳細な基準を決め、厳格な運用を実施してきている。しかし一方で、とりわけ一九八〇年代に入ってから制度の変更が迫られる事態が続いてきた。

根底にあるのは、一般市民からのメディアに対する厳しい目であり、そうした批判のつて進められた政府のメディア規制の動きであった。各媒体は法規制の動きが強まると、新しい自主規制制度を構築したり運用を厳格化するなどして立法化を回避してきた。また、市民からの声に応えるべく、報道被害救済の仕組みを作ったり、取材・報道の仕方を業界として改めたりもしてきた。その中で、もつとも大掛かりなものが放送界（NHKと民放）で創設したBPO（旧BRCC）である。

海外には、プレスカウンシルとかオンブズマンと呼ばれる仕組みがあり、自主財源で独立性を保ち、案簡早（経費がかからず簡単な手続きで苦情申し立てができ、しかも早く解決される）の司法外救済を実現しているが、それを模したものともいえよう。ただし活字媒体においては編集権を盾に、社別の対応にとどまっており、しかも苦情対応・被害救済というよりは、旧来の紙面審査の延長であるといえる。いずれにせよ自主自律のシステムであるためには、独立性、拘束性、網羅性、正統性、実効性が求められることになる。さらにこれらの活動が継続されるためのポイントとしては、謙抑性の確保、自律性の尊重、穏やかな第三者性（「辛口の友人」論）があるだろう。



ここで確認すべきは何をどう守るかだ。その基本は自由のための倫理であって、倫理活動はコンプライスという概念に包含されることがあるが、法令遵守とは似て異なるものである。自らを主體的に律する姿勢は、表現の自由の体現者としての社会的責務でもある。その結果として、読者・視聴者・ユーザーとの間の信頼関係が構築・維持・発展するといえよう。

法と倫理の関係では、①法を超えた倫理運用としては、形式的な違法行為が正当な業務として許される場合や、取材源秘匿のように職業倫理として社会的合意があるもの、②法を倫理として運用する、放送法の番組編集準則や少年法の推知報道禁止がある。また③司法判断として倫理基準を援用するといった、法が倫理を取り込む場合や、④インサイダー取引のように法より倫理上で厳しく制約するものもある。こうした実態も踏まえつつうえで、信頼性、真实性、人権配慮、公正性、透明性、公共性、公益性といった倫理の骨格ができてきている。その多くは普遍的なものではあるが、何が倫理かを考えること自体が倫理でありジャーナリズム活動そのものでもある。ただし二〇〇〇年以降のインターネットの普及・定着のなかで、従来型の自主規制の在り方が揺らいでいる。また誹謗中傷問題ほかネット上の表現規制の必要性が話題にあがることも多い。そうしたなか現状では、違法・有害取締りといった犯罪予防・公序良俗維持のための環境整備や青少年保護目的がもっとも積極的に実行されている。これに比して、被害救済（誹謗中傷・いじめ・ハラスメント）や倫理向上（透明性確保）はそれほど熱

心にされてこなかった。そのメディア特性から個別あるいは業界の努力だけでは被害の拡散が止まらないことなどから、共同規制と呼ばれる官民一体となった手法が数多く活用されてきたのも特徴だ。日本では、総務省や警察庁が業務委託する形で民間が実施するといった官製自主規制もみられる。

インターネットの場合は、そもそも従来からの倫理の担い手であり前提であったジャーナリストの枠に収まらないように、誰がその自主規制の担い手なのかもまだ未確定だ。もっとも有力なプラットフォームはじめ通信事業者にしても、表現主体である情報発信者を縛ることへの抵抗感は強い。共同規制に相応しいもの、自主自律が期待されるもの、より第三者性を強めるべきものがあるが、自由の維持・発展と安心・安全の確保のバランス、官との緊張関係の維持、言論表現活動の特殊性の認識、業界縛りの重要性、中核的な規範の必要性が求められよう。そのなかで、ソフトローの一形態ともいえる共同規制の有効性とともに限界点をどう設定するか、従来からの業界自主規制を基本とした日本の自主規制システムとどう接合させるのか、そもそもネット規制の目的は従来からの伝統型メディアと何が違うのか、どう変える必要があるのか——といった課題の解決が急がれている。

※二〇二一年六月二十六日に開催された世界人権問題研究センター・プロジェクトチーム「インターネットと人権」第三回共同研究会の報告内容をまとめたものである。なお、この報告がベースとなった成果物として、拙著『ジャーナリズムの倫理』勁草書房がある。

# 陰陽道研究の新展開

## 『新陰陽道叢書』刊行をめぐる

研究センター研究員  
京都女子大学文学部教授

梅田 千尋

一昨年（二〇二〇年）一〇月から、『新陰陽道叢書』全五巻（名著出版、以下『新叢書』と略す）が刊行中である。順調にいけばこの記事が出る頃には、最終巻が刊行されているだろう。これは、一九九一―九三年に刊行された『陰陽道叢書』（以下『旧叢書』と略す）の後継企画であり、私も〈第三巻近世〉の編者として企画に関わった。

陰陽道研究と言えば、平安期を中心とした文化史・宗教史・民俗学もしくは古典文学の世界という印象が強いかもしれない。しかし、全五巻構成の内訳は、古代／中世／近世／民俗・説話／特論となっており、平安期の分

量はさほど多くはない。とくにこの四半世紀、中近世研究の進展と、東アジアにおける比較という観点をふまえて、対象となる研究は増加し、総論・史料紹介を含めると一〇〇本近い論文を収録することになった。

以下、『新叢書』所収の陰陽師の身分・社会的位置をめぐる論文を幾つか紹介したい。

『旧叢書』の中世・近世巻では、山路興造・山本尚友による万歳や声聞師・陰陽師についての論考が収められていた。中世・近世の陰陽師研究が、主に部落史の文脈で進められていた段階であり、『京都の部落史』の成果を反映したものといえる。

今回『新叢書』では、宗教史・民俗芸能など多様な関心から声聞師・陰陽師および関連する宗教者を取り上げた論考が目立つ。中近世史における宗教者研究の深化と広がり成果であろう。

〈第二巻中世〉の総論「中世陰陽道研究の成果と課題」（赤澤春彦）では、「朝廷陰陽師」に對置して措定されてきた「民間陰陽師」という枠組みの限界が表明され、「宇佐の陰陽師」（赤澤春彦）では、宇佐八幡宮という地域権門の寺院組織に包摂される「地域陰陽師」の具体像が描かれた。『旧叢書』の段階から中世陰陽道の中心的テーマであった声聞師研究の最新版ともいえる「中世

大和の声聞師」(山村雅史)も、地域権門や地域社会における役割を再検討したものである。また、「算置考——中世から近世初期までの古い師の実態を探って——」(ハイエク・マティアス)声聞師は、院内・算置の中近世における変容を、図像を駆使して明らかにした。

〈第三卷近世〉では、「本山・本所・頭支配の勧進の宗教者」(高埜利彦)が民間宗教者全般に関わる編成原理を示した。「中近世の禁裏三毬打と大黒」(村上紀夫)は、声聞師から陰陽師へという中近世移行期について、本事例を典型例と見なしてきた旧来の研究史に対して、むしろ地域的特殊性といった観点から捉えかえたものである。

「近世大和の巫女村と口寄せの作法」(吉田栄治郎)では、陰陽師の村の女性が担った業態を明らかにし、「甲斐・信濃の陰陽師」(西田かほる)は他の宗教者集団との競合と共存から陰陽師の位置づけを、「上原大夫」(高原豊明)は藩領域における存在形態の独自性を示す。「奥三河花祭り」と陰陽師——東栄町小林地区の花太夫を中心に——(松山由布子)および〈第四卷民・説話〉に収められた「神子・法者・陰陽師——いざなぎ流の生成・試論——」(梅野光興)は、民俗芸能・信仰に関わる民間宗教者の歴史的分岐を丹念に追う。

全体として、差別・被差別の関係や身分的扱いを主要な論点とし、「被差別民」として括り出すのではなく、個別の生業や職能、それをめぐる支配や権利関係を読み解こうとする方向性を共有する。これは、『京都の部落史』で萌芽的に見いだされ、『旧叢書』に収録された、前述の山路・山本らの成果の延長上にあるといえるのではないだろうか。

なお、〈第五卷特論〉「陰陽道と「歴代組」」(秋山浩三・梅田千尋)は、陰陽師村出身の考古学者として、地域史の解明と発信に取り組む秋山浩三の著作に基づく論考である。中近世の陰陽道研究は、旧来の身分論の枠組みを離れ、差別・被差別に回収されない生業と社会的地位の多様性を見いだしてきた。そして、そうした課題に拘束されない研究展開を可能にしてきた。こうした蓄積を鑑みれば、秋山の生々しい語りを陰陽道研究としてどのように意義づけるのか、再び差別の問題を前景化させることが果たして生産的なのか、という迷いはあった。しかし、創作世界の影響を受けた脆く甘い陰陽道・陰陽師への幻想や憧れに対して、現実の歴史的課題を明らかにする論考も収録すべきという結論に達した次第である。

ご関心があれば、是非一読をお願いしたい。

## パンデミック下の学校教育 —学びの機会と達成への影響をめぐって—



研究センター研究員  
同志社大学大学院教授

田中 宏樹

約二年にわたる新型コロナウイルスの蔓延で、学校教育の現場が翻弄され続けたであろうことは、想像に難くない。学びの当事者である子どもたちの心境は、不安と戸惑いで満ちあふれていただろうし、教員や保護者による「学校は学びを守るか」をめぐる模索と努力が、日々積み重ねられてきたことであろう。パンデミックが子どもへの学びに与えた影響に関する研究が精力的に行われている海外に比べ、日本ではデータの蓄積開示がネックとなっており、パンデミック下での学校教育の実態把握が大幅に遅れている。以下、数少ない国内の研究成果を手がかりに、コロナと教育との関わりについて、私見を述べてみたい。

コロナ下で学校現場が直面した課題は様々だが、その

中でもオンラインを軸とした教授方式の刷新は、切迫度でいえば、恐らく群を抜いていたといえよう。これまでの「集団・一斉・対面」の授業形態はパンデミックで機能不全に陥り、教育現場は否応なしに「個別・分散・非対面」の授業形態に向き合わざるを得なくなった。日常的にICTを授業に利用している割合は、OECD加盟国三八か国中最下位（OECD T A R I S 二〇一八）を記録していた日本の実情に照らせば、授業のオンライン化は「走りながら考える」状況にあったに違いない。文部科学省が推進していた「GIGAスクール構想」を前倒しすることで、公立学校に通う児童生徒へのタブレットの配布が加速的に進んだことは福音であったといえるが、「GIGAスクール構想」のそもそもの政策理念であった「個別最適化学習の普及」に加え、パンデミックに代表される「災害医療への対応」という観点からも、教育のICT化推進の必要性・緊急性が実証されたと捉えるべきであろう。

ただし、オンライン授業の実施に、学校や家庭が機敏に適用できたかについては、疑問符がつく。内閣府が昨年六月に実施したコロナ禍による生活意識の変化に関するアンケートの個票データをもとに、小中高生の学習環境の実態を調査した多喜・松岡（二〇二〇）によれば、中学生における学校・学校外オンライン学習の受講割合は、世帯収入六〇〇万円以上が六三・〇％に対し、世帯収入六〇〇万円未満では三六・四％と、「オンライン学

習格差」が生じていたと推測されるからである。その原因には、所得水準の違いによる家庭のネット環境の差に加え、教育予算やマンパワーの自治体間の多寡等を反映した配信側である学校のアクセス集中に対するトラフィック対策の差があると考えられる。オンラインと対面とのハイブリッドな学びを継続していくために、デジタル・デバインドへの対応によって、家庭と学校との学びのシームレス化を一段と進めることが不可欠であるとともに、教育行政をつかさどる教育委員会間のデジタル・デバインドの解消に向けた専門家（CIO）の配置も必須といえよう。

もっとも、学びの達成度自体への影響は、生活保護受給経験のある世帯を除き、コロナ前後でさほど変化はないとする研究もある。大竹・佐野（二〇二二）では、「尼崎市学力・生活実態調査」の個票データをもとに、二〇一八年度から二〇二二年度までの三か年にわたる小学校一年生から中学校二年生までの学力テストの成績分布を調べたところ、成績全体および国語・算数の個別科目の成績において、経年変化はほとんど見られない一方、生活保護受給経験のある世帯の子どもについては、成績の中心値の低下がみられたことが示されている。休校に伴う学力低下は平均的には観測されない一方、家庭環境が厳しい子どもとそうでない子どもとで、学力格差が広がった可能性があり、学習意欲の面でも同じ傾向が観測されたという。

パンデミックが突き付けた学びの問い直しは、その功罪をめぐる対照的な研究結果が報告されている点、エビデンスの絶対量が不足している点等を踏まえると、確たる評価を下すには早計といわざるを得ない。部活や学校行事を通じた交流を含め、学校での学びを広く捉えるならば、「集団・一斉・対面」を旨とするコロナ前の学校の日常を取り戻すべきといえるかもしれない。一方、オンライン学習やAI型教材の採用などICT化によって、いわゆる「落ちこぼれ、吹きこぼれ」を作らない個別最適化学習の契機が芽生えたとか、不登校児童生徒への学びの機会の保障につながったという教育現場の声も耳にする。コロナ禍による不連続的な学校教育の変化をどう捉えるべきか、エビデンスの蓄積による冷静かつ客観的な評価検証がまたれるところである。

#### 〈文献〉

- 大竹文雄・佐野晋平（二〇二二）「コロナの影響―R二ステップ調査―」第四回尼崎市学びと育ち研究所報告会資料
- 多喜弘文・松岡亮二（二〇二〇）「新型コロナウイルス禍におけるオンライン教育と機会の不平等」プレスリリース資料
- 田中宏樹（二〇二二）「パンデミックが加速する教育の個別最適化」同志社大学政策学部政策最新キーワード
- 二〇二二

## スポーツと体育における 「性の多様性」の尊重



研究センター研究員  
流通科学大学人間社会学部教授

水野 英莉

二〇二一年七月、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック大会が幕を開けた。コロナ禍での大会ということで制約は多かったが、性的マイノリティに目を向けると、この大会で初めて可能になったことがいくつもある。例えば、トランスジェンダーであることを公表した選手が初めて出場した。また、日本では初めてプライドハウスが新宿に開設され、LGBTQの人々が安心して集える居場所ができた。さらに、今大会はLGBTQをカムアウトした選手の出場が、これまでで最も多いと言われている。オリンピック憲章は「いかなる種類の差別」も禁止すると定めているが、そこには「性的指向（人

的関心がどこへ向かうか）」による差別の禁止も明示されている。こうしてみると、スポーツにおける性的マイノリティの権利保護は好ましい方向へ向かっているように見える。

しかしながら、スポーツにおいて「性の多様性」を尊重することは容易ではない。なぜなら、そもそも近代以降に整備された近代スポーツは、英国における支配階級男性の身体鍛錬に端を発し、競技化・組織化して今日に至り、当初から男らしさを育成し、男性身体をベースに発展してきたので、女性は体格・体力、パフォーマンスにおいて劣位に置かれざるをえない。また、そうした男女差に配慮し、ほとんどの競技種目は「男子」「女子」で分けられ、公平性を確保するものの、DSDs（性分化疾患）と呼ばれる身体の性がさまざまな発達をする人々を排除する傾向にある。実際、これまでも性別確認検査の結果を理由に、資格をなく奪われてきたアスリートが数多くいる。さらに、性自認（自身がどの性別にあるかの認識）に応じた性別カテゴリーに出場するには、厳しい条件が設定されているし、社会的な非難にさられることも多く、トランスジェンダー選手は参加にあたっての障害が大きい。性的指向についても、特に男性

のスポーツ領域における同性愛嫌悪は根深く残ることが報告されている。

教育基本法の下に平等が確保されるべき学校体育においても同様に、性別で分けられる場面は多く、児童・生徒は不自由な思いをしたり、人権が守られない経験をしたりすることが指摘されている。例えば、男女でユニフォーム（や水着など）の色や形が異なる、グループを男女で分けられる、更衣室が全員一緒あるいは男女別である、合宿の時の男女別の部屋割りや、共同浴場しか用意されていないなどは、性別違和のある児童・生徒にとって、性自認とは異なる扱いを受けることになり、我慢を強いられるかもしれない。欠席しがちになれば、本人の成長発達や成績評価にも影響を及ぼしかねない。指導者や先輩たちが、同性愛者に対する侮蔑的な表現を口にしたたり、相談したら勝手にチームメイトに暴露されてしまったりするなどの被害も訴えられており、性的マイノリティの当事者である児童・生徒が安心して授業や部活に取り組むことができないのは深刻な問題である。指導者が多様な性の理解と尊重を学ぶことが求められるのはもちろんのこと、授業や部活、競技場面など、多くの場合男女に分かれて実施されているものを、必要性が

あるかどうか見直さなければならぬ。更衣室等の施設面でも、当事者の意向の把握に努めるなど、柔軟にかつ適切に対応していかなくてはならないだろう。

女性差別撤廃条約の批准に伴い、学習指導要領が改訂（一九八九年）されても、体育という教科がジェンダーやセクシュアリティの平等・公正の面で多くの課題を残しているのは、先述したように競技的な近代スポーツの性質を有する側面があるためだが、体育科教育は身体技能の修得のみならず、生涯にわたる運動習慣を身につけ体力や健康を維持することも理念としてかかげている。本来の目標としては、スポーツがうまくなることが目的ではないのだが、競技型のスポーツが、部活動や体育祭などと結びついていることもあり、非競技型のスポーツや運動は陰に隠れがちである。しかし非競技型のスポーツや運動は、すなわち海や山などの自然との触れ合い、軽い散歩、ストレッチや軽い体操などは、する人の性別を問わず、無理のない範囲で身体を使い、心地よく運動する機会となるだろう。スポーツ中心の体育科教育を問い直し、その背景にある近代スポーツやメガイイベントのもつ政治性を批判的に見直すことで、多様な性を尊重するスポーツ、体育のあり方が見えてくるのである。

## 「人権デューデリジエンス」の義務化 サプライチェーンでの人権保障という 実効性からの問題提起



研究センター研究員  
大阪経済法科大学国際学部教授

菅原 絵美

はじめに

人権デューデリジエンス（以下、人権DD）を義務化する国内法の制定が欧州を中心に進んでいる。EUレベルでも指令案が検討され、欧州議会では三月に欧州委員会への勧告として独自法案が採択された。これら立法は「公正な競争環境（a level playing field）」を実現するとして市民社会、大企業を中心としたビジネス界、さらに国連グローバル・コンパクトなどによって支持されている。はたして人権DDの義務化によって企業による人権尊重は促進されるのだろうか。

一・国家の人権保護義務としての人権DDの義務化  
二〇一一年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業の人権尊重責任とそれを実現する国家の人権保護義務を明らかにした。この国家の義務には、管轄内にある企業による国外での人権侵害を防止する措置をとることも含まれる。具体的にはスマートミックス、すなわち自発的な取組みを促す措置と法的義務を課す措置、さらに国内的措置と国際的措置を組み合わせていくことが求められている。

この点、各国が進む人権DDの義務化は、企業に対して取引先など国境を越えたサプライチェーンを含めた人権尊重の取組みを求め、さらに消費者やNGO、投資家などによる社会的圧力を通じて企業に履行を促す仕組みも盛り込んでおり、まさに国家の人権保護義務を履行しようとするものにあたる。一方、どのような施策の組み合わせでスマートミックスを実現するかにより、国内法の内容はさまざまな形をとることになる。以下、二〇一五年に英国で制定された現代奴隷法を取り上げる。

### 二・英国現代奴隷法とその実効性

英国現代奴隷法は、外国人・国内労働者など国内での「現代奴隷」（①奴隷、隷属状態および強制労働、②人身取引を内容とする）への懸念から議論が始まり、その後、



企業のサプライチェーン上での現代奴隷への焦点が加わり、五四条として規定された。対象は、全世界での売上高が三六〇〇万ポンドを超える企業で、英国内で何らかの事業を行っている企業である。義務内容は会計年度毎に奴隷・人身取引ステイトメントを開示することで、取り組みを行っていない企業はその旨を開示すればよい。ステイトメントとして開示する項目としては、①組織構造・事業内容・サプライチェーン、②方針、③デューデリジエンスの取組み、④リスクのある事業活動およびリスク評価・管理手段、⑤指標などで測定した実効性、⑥従業員に対する研修などが挙げられる。

現代奴隷法の特徴は、その義務の履行確保を市民社会のモニタリングに頼っていることである。義務違反に対する強制執行命令（これに従わない場合は無制限の罰金となる可能性がある）が規定されているが、実際に適用されたことはない。企業間でより良い取組みを促進するためには、消費者、NGO、投資家などによる社会的圧力が不可欠であり、そのために情報開示を義務化した。現在までに、政府による公式ガイドを基準として、NGOが企業の情報開示および取組みについてモニタリングし、その結果を投資家に向けた報告書として発表するなどの動きがみられる。

施行から六年を経て、市民社会のモニタリングによる

企業の義務履行確保には問題が指摘されている。現代奴隷の防止という目的に対して、企業の法令遵守（情報開示）状況は評価できるが、企業行動自体が実際にどれほど変化しているか、現代奴隷がどれほど防止できているかの点は市民社会には検証できない。また、ステイトメントは企業各々のウェブサイトにあるため、対象となる約二万社を市民社会がモニタリングするには限界がある。市民社会からは、政府によるモニタリング・執行機関の設置、企業に法的責任を追及する制度の導入を訴える声が上がっている。これを受けて、二〇一九年に政府による独立レビューおよび意見公募が行われ、その結果、二〇二一年一月には五四条違反に対する罰金導入の検討が発表され、三月には企業ステイトメントを集めた政府ウェブサイトに開設されるなどの展開がみられた。

### 三、今後の課題

英国現代奴隷法は、企業に対し、サプライチェーン上の現代奴隷対策の情報開示を義務化し、その履行確保を市民社会のモニタリングに頼った点に特徴がある。一方、消費者、NGO、投資家などの社会的圧力に頼る仕組みは、人権保障の実効性の点で課題が指摘されている。今後は、仏および独における人権DDの義務化とその実効性を検討したい。

## コミュニティ・アーカイブと 歴史的創造力

京都市立芸術大学芸術資源研究センター教授

佐藤 知久

歴史を語るために必要だと思われるものに「史料」がある。史料とは、「歴史研究の素材となる文献、遺物、文書、日記、伝承、絵画、建築などの総称」（大辞林）である。出来事の痕跡が記録され、のこされている物質。それを根拠として歴史は編まれ、語りつがれてゆく。史料は、わたしたちの過去を―ひいてはわたしたちがどこから来た何者であり、これからどこへ行くのかを―知るためのよすがである。

ところで、史料を作成したり、保管したり、維持・管理するためには、多大な労力が必要となる。立派な建物（時間の経過に耐える）や、「この資料を保管する」と

いう目的を共有する人や組織（数十年あるいは数百年単位で）も不可欠であろう。歴史なるものは、図書館や博物館を維持しうる「権力」をもつ者によってつくられる。記録物を保管できなければ歴史を知るよすがは失われてしまう、と言われるのはこのためだ。

だが、はたして、権力を持たない人たちの経験や記憶は、ほんとうに歴史に残らないのだろうか。

ここ数年来、私は「コミュニティ・アーカイブ」ということばを活動のキーワードにしている。それは、公的な歴史に入らない、小さな、半ば私的な歴史、これまで見落とされがちだった歴史を、しかしその重要性としてはまったく小さくないものとして、記録し、共有し、継承する活動のことである。

もちろん、コミュニティ・アーカイブの活動でも、まづはあるコミュニティに関する記録や資料が重要となる。たとえば、私が勤務する京都市立芸術大学の移転先、崇仁地区にある柳原銀行記念資料館（一九九七年開館）には、多くの方がたの尽力によって、地域の歴史に関する数多くの史料が保管されている。それら史料の多くは、もしこの資料館がなかったらこの世界に残らなかったかもしれない貴重なものだ。学校や家庭をふくむ、地域のさまざまな場や組織に散在している記録物（写真

や、文書などの記録）を、そのコミュニティの記憶をたどるよすがとして集め、保管することの意義がここにある。

しかしその一方で、生身の身体の中にある記憶、というものもある。それは、紙やハードディスクのような記録物に固定されてはおらず、文字通り人のなかにある。

コミュニティ・アーカイブ活動にとって、こうした「身体の中にある記憶」もまた、非常に重要である。なぜならそこにこそ、語られない出来事、こぼれおちていく経験についての記憶があると思われるからだ。地域にある資料や記録物に注目することはもちろん、身体の中にある記憶に着目することが、コミュニティ・アーカイブにとって大切な理由がここにある。

そして、重要なのはここからである。

想像してみよう。身体の中にある記憶について、わたしたちは、その内容を聞きとって文字やビデオにする、つまり記録物にすることが大事だと考えがちである（特に私のような研究者は）。けれども、生身の記憶を記録物、さらに史料へと変換する行為は、ときに暴力的なふるまいとなりうる。大事だからといって口をこじあけてはならないのだ。

むしろ、なぜその経験が語られなかったのか。なぜ広く共有されてこなかったのか。逆に、なぜある人の経験を聴き、それを共有したいとねがうのか。こうしたことに思いをはせ、感じとり、伝えあうことに、語られない経験が何かのかたちをとって立ち現れるためのきっかけがある。

それゆえ、と私は考える。めざすべきは語られた内容をこぼすとして記録することだけではない。その経験を「語るに値しない」ものにとどまらせてきた何かを一緒にとりのぞき、何が話されてもそれを受けとめる安全な関係や場所をつくること。たとえ小さくても、語り手と聞き手のあいだに、その語りをひきつぐ場所や組織のなかに、記憶を受けとり、ひきつぐための安全な場を創造すること。それが大切なのだ、と。

いいかえるなら、安全な場を創造しながら記憶を共有していく活動、あるいはそのような場こそが、コミュニティ・アーカイブなのだ、と言ってもいい。そのような場においてこそ、記憶はこれまでになかったような創造的なやりかたで表現され、相手にとどけられるのではないだろうか。そのとき他者の記憶は、受け手の身体の中かに、新たな生存の場所を得るはずである。

## まちの「ダイバーシティズン・センター」を目指す



下京いきいき市民活動センター  
センター長

田辺 尊史

私たち（まちとしごと総合研究所）が、下京いきいき市民活動センターの指定管理者となり、もう三年目を過ぎようとしています。崇仁地域の風景は、この三年間でごろっと変貌しました。京都市立芸大の移転のため、住宅や、小学校、保育園、旧隣保館などの建物が壊され、更地になり、現在は建物の基礎工事で大型重機が掘削をしています。その代償として、住宅の新築や道路整備が急ピッチで行われていきます。

平成二三年四月一日より、京都市内の一三ヶ所で「いきいき市民活動センター（以下「いきセン」）の運用が始まりました。いきセンの前身である、コミュニティセンター（旧隣保館）は、これまで同和問題の解決に向けて大きな役割を果たしてきました。しかし、京都市が平

成二〇年三月に設置した「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下「総点検委員会」）からの報告を踏まえ、歴史的な使命・役割を終えたとの認識の下、平成二二年度末をもって廃止することとし、廃止後の施設については、全市的な観点から市民生活、市民活動を支援する施設として活用するなど、より開かれた施設として、京都市コミュニティセンターの転用計画のもとにおよそ一年間の運用をおこなってきました。

まちとしごと総合研究所は、いきセンとして運用された平成二三年から、東山いきいき市民活動センター（東三条地域）と、伏見いきいき市民活動センター（竹田地域）の指定管理者として地域の豊かな資源を活かしたまちづくり・仕事づくりを専門とする、地域のための民間・市民シンクタンクとして事業を行ってきました。

- ・東山いきセンは、市民による公益的な活動・分野を超えて、総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の促進を図るための拠点施設。
- ・伏見いきセンは、まちの「コミュニティ・ラーニング・センター」をコンセプトに、学びを通して伏見のまちの様々な課題のカイケツに挑戦する拠点施設。

今回新たに管理を委託された下京いきセンは、京都駅の東に位置し、京都の玄関口ともいえる位置にあり、仕事、生活、観光、学びなどの目的で多様な人々が行き来します。持続可能な地域づくりなど、SDGsの目標

と添わしながら活性化していくための事業を行うとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から差別問題や、LGBTQなどの社会的マイノリティの社会的課題に伴走しつつ、社会課題の解決へつなげていきたいと考えます。そしてその原動力となるのが「市民力（シチズンシップ）」を用いた取り組みを実施していきたいと考えています。

また、令和五年には、この「崇仁地域」に京都市立芸術大学と銅駝美術工芸高校が移転され、大学生と地域が共存できるように、この地域と一緒に考えていきます。

下京いきセンのテーマ「ダイバーシティズン・センター」をコンセプトに、多様な地域課題や社会を取り巻く課題などに市民と一緒に地域活動を支えるプログラム開発、そのプログラムが継続していけるように市民公益活動や、起業の支援をおこなえる拠点として盛り上げて行きます。

下京いきセンの三つの事業の柱として、  
 一、人材育成の支援として、持続可能な地域社会を構築するために、学校及び関係機関と連携し、若者によるSDGsの視点で、地域課題の解決や、地域コミュニティの発展をオーガナイズします。

二、下京区「経済、環境、暮らし」の三つのテーマを目標にしてプログラム開発と実施を行います。

【経済】伝統工芸職人の高齢化による担い手不足など、伝統工芸に携わる方々の取り組みを継続的に発展させていける仕組みを検討する。

【環境】地域の環境や、人権・防災などの課題に触れ、解決の一助を担うことができるようなローカルプログラムを開発する。

【暮らし】古くから「学区制度」の地域割りの上に、下京区を十字に割った「四つのエリア」に区分し、商業や伝統産業、子育てなど多種多様な各地域の特色をもとに、下京区まちづくりデータベース「マチノモト」を作成します。

最後に、いきセンが「多様性を学び・表現するための拠点施設」として、誰でも気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを行いつつ、ジェンダー・人権・異文化共生・高齢者福祉などを多様なテーマでの交流できる施設運営をおこないます。また、広く情報を発信するためにSNSを活用して、SDGsの視点で地域課題の解決に取り組む団体とのネットワークを形成していくとともに、下京区とも相互にリンクして、地域自治活動とつながられるようなSDGsローカルネットワーク仕組みを開発・運用しています。



地域連携：崇仁高瀬川保勝会とのウッドデッキ組立

# 全国水平社創立 100 年記念シンポジウム

～ 1922 年 3 月 3 日 千本・東七条・田中から京都岡崎公会堂へ～



日時：2022 年 3 月 12 日（土）  
13 時 受付開始・13 時 30 分開始  
場所：キャンパスプラザ京都・4 階 第 3 講義室  
（JR 京都駅 烏丸中央口から西へ徒歩 5 分）  
講師：井岡 康時 氏（世界人権問題研究センター研究員、  
奈良大学文学部教授）（基調報告）  
パネリスト：  
山内 政夫 氏（柳原銀行記念資料館事務局長）（司会）  
西村 優汰 氏（ツラッティ千本）  
稲野 明英 氏（柳原銀行記念資料館）

都 京

## 全国水平社創立大會へ!!

一、同様の差別を押し、無業民の自發的運動を起して、徹底的に  
是解を發表し  
一、當「自」中「下」をせんする特殊階級民の自覺と民衆の反響を促  
さんとする

會場 京都市岡崎公会堂  
日 時 来る三月三日正午時間開行  
男女老若を問はず集つて参集せられたし  
關東、東海、近畿、中国、四國、九州の人士を網羅す

水平社同人

主催：京都市 / NPO 法人くらしネット 21 / 柳原銀行記念資料館運営委員会

# 綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて  
絶對の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶對に經濟の自由と職  
業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の  
完成に向つて突進す

# 宣 言

全國に散在する吾等特殊部落民よ團結せよ。

長い間辱められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法で、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されて来た調であつたのだ。そしてこれ等の人間を動るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわりうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その刺冠を視觸される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を動はる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

# 水 平 社

(裏面を見よ)

京

都

# 全國水平社立創大會へ!!

- 一、同情的差別撤廢を排し、部落民の自發的運動を起して集團的見解を發表し
- 二、常に自ら卑下せんとする特殊部落民の自覺と民衆の反省を促さんとする

◆會場 京都市岡崎公會堂

◆日時 來る三月三日正午(時間勵行)

男女何れを問はず奮つて參集せられたし

關東、東海、近畿、中國、四國、九州の人士を網羅す

## 水平社同人

(京都市崇仁自治連合会蔵)

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khrii.or.jp/> [E-MAIL] [jinken@khrii.or.jp](mailto:jinken@khrii.or.jp)